

## 第12回 県立粒子線医療センター運営懇話会 次第

平成27年3月3日(火) 15:00～  
県立粒子線医療センター第1会議室

1 開 会

2 院長あいさつ

3 会長選出

4 議事

(1) 運営状況報告等(南條事務部長)

(2) 意見交換

4 その他

5 閉 会

(添付資料)

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 設置要綱
- ・ 運営状況と取組み状況について
- ・ パンフレット
- ・ ニュースレター34号

県立粒子線医療センター運営懇話会委員名簿

(平成27年2月現在)

(敬称略)

団体名	氏名
たつの市・揖保郡医師会	会長 井上喜通 (龍野中央病院長)
兵庫県連合婦人会	副会長 岸本泰子 (欠席)
兵庫県看護協会	西播支部代表補佐 北野貞 (IHI播磨病院看護部長)
兵庫県市長会	栗原 一 (たつの市長)
兵庫県老人クラブ連合会	副会長 下房正英 (欠席)
兵庫県連合自治会	副会長 徳永耕造
赤穂市民病院	副院長 横山 正

配席図

( 12 回 )

【 粒子線医療センター 】

入口

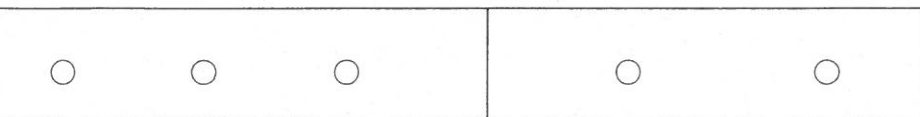
大塚  
総務課長

浪花  
総務課長

柴田  
薬剤科長

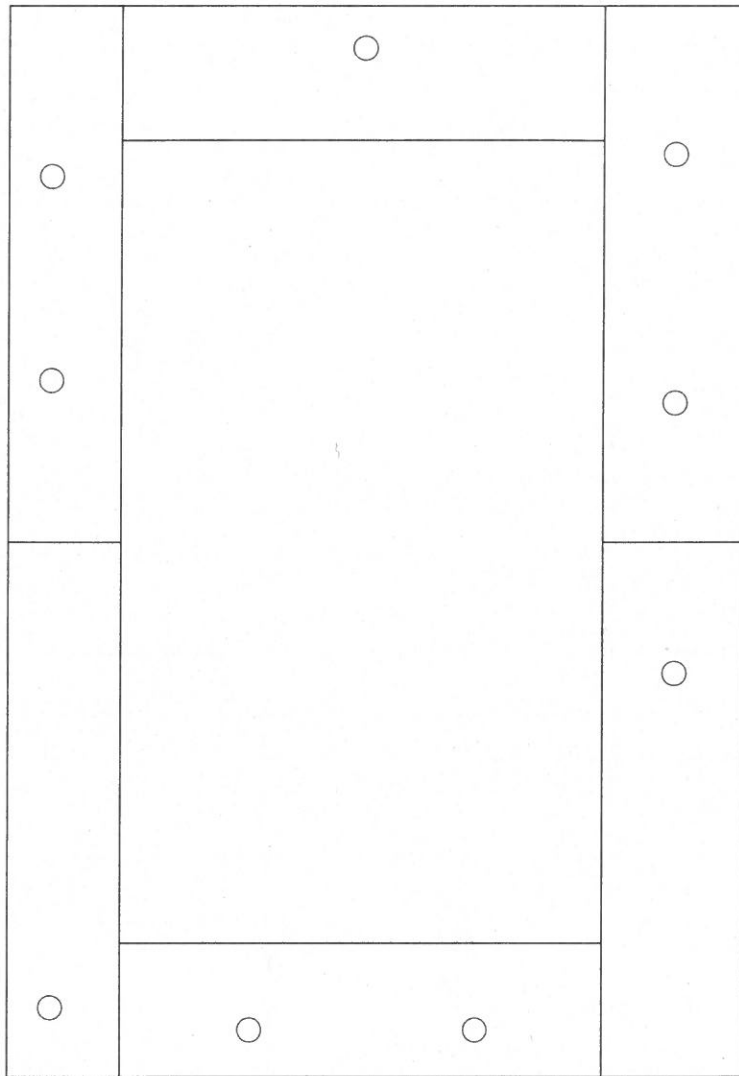
江色  
看護部長

井田  
放射線技術部長



南條  
事務部長

徳永委員 栗原委員



沖本  
副院長

不破  
院長

会長

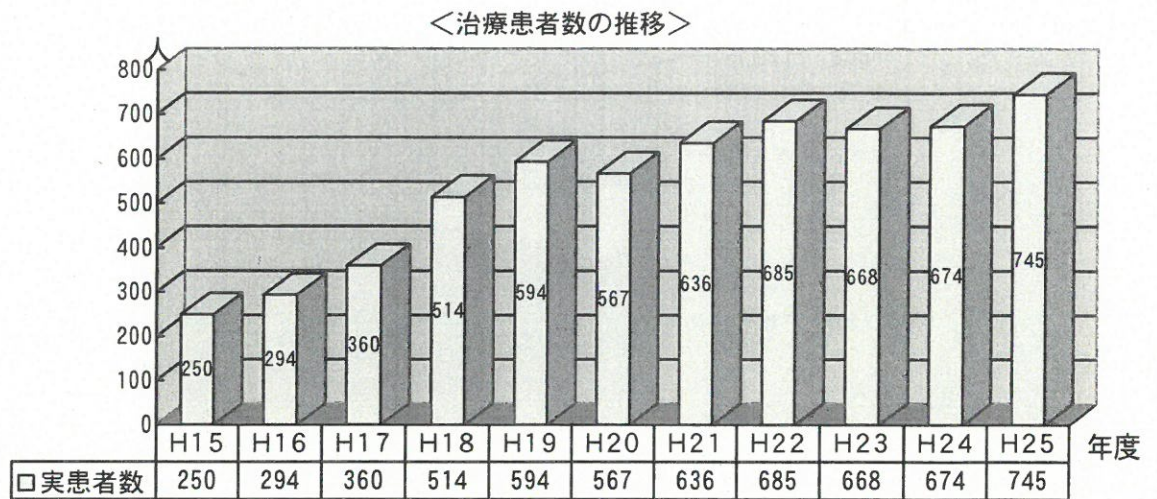
横山委員 北野委員 井上委員

## 第 1 2 回運営懇話会

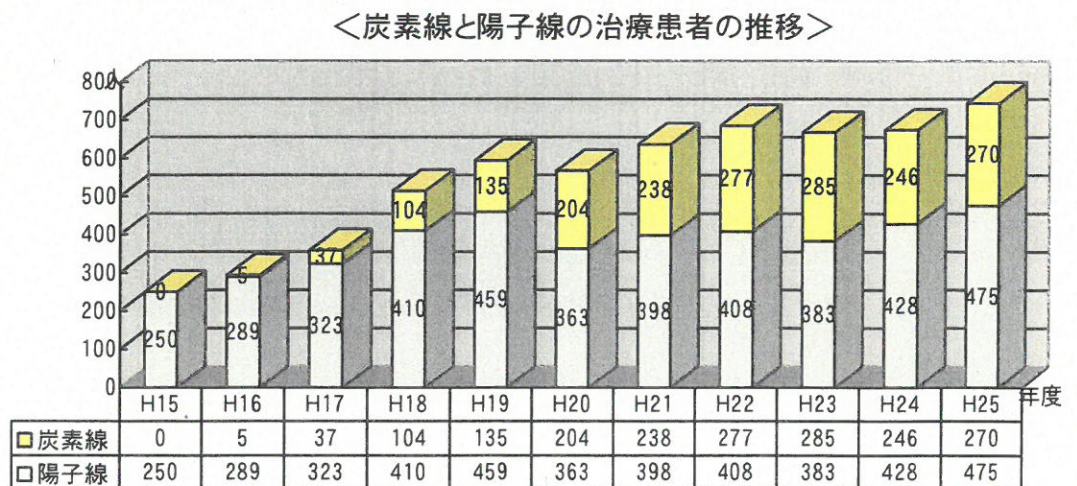
### — 運営状況と取組み状況について —

#### 1 治療実績

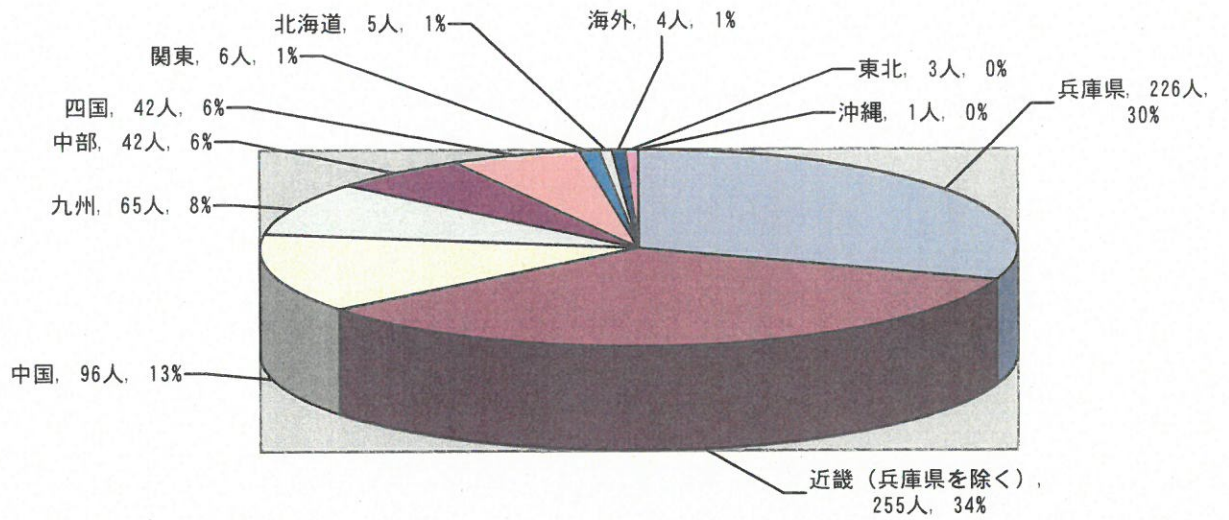
##### (1) 治療患者数の推移



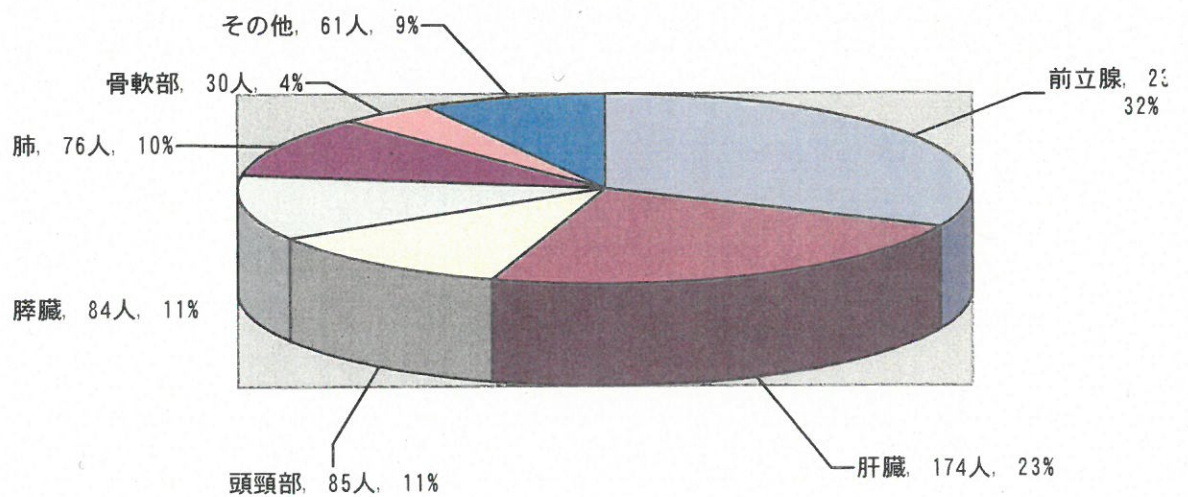
##### (2) 炭素線と陽子線の治療患者の推移



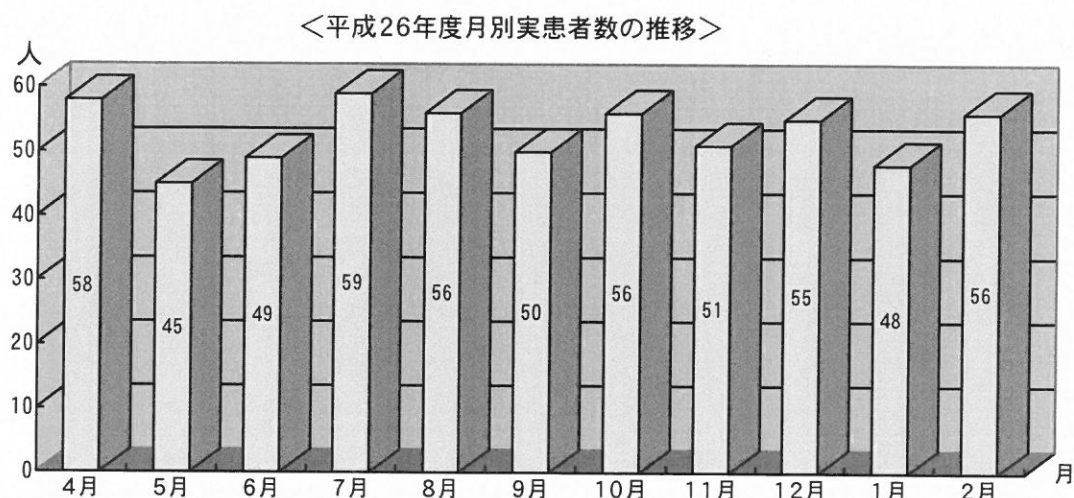
(3) 地域別治療患者 (H25年度: 治療患者数 745人)



(4) 部位別治療患者 (H25年度: 治療患者数 745人)



## 2 今年度の月別治療実績



### 【患者数の状況】

平成24年10月から平成25年12月にかけては、マスコミ効果等により患者が急増し、平成25年度は745人と過去最高の治療患者数であったが、平成26年1月から落ち着いている。

今年度については、GW期間中の炭素線のエネルギーアップ工事に伴う炭素線治療の中断や、他府県での施設開設等もあり、630人前後になると思われる。

## 3 今年度の新たな取組み

- ① 新たな医療機器（CT付き血管連続撮影装置）の導入
- ② 炭素線のエネルギーアップ
- ③ 台北医学大学との粒子線医療にかかる治療連携、人材育成等の協定締結
- ④ 西播磨、東播磨、但馬地域の泌尿器科病院を対象とした施設見学の実施（平成27年1月に2回実施。参加者数26名）
- ⑤ 粒子線施設空白地域である四国等のがん診療拠点病院での出前講座の実施（平成27年1月に徳島赤十字病院で）

## 4 平成27年度の新たな取組み（予定）

- ① 高額医療機器（MRI）の更新
- ② 炭素線のエネルギーアップによる適応疾患の拡大
- ③ 海外（中国）の施設との共同による陽子線、炭素線による比較試験

### （参考）小児がんに重点を置いた粒子線治療施設の整備

平成28年春の移転開業に向けて、神戸ポートアイランドにおいて建設中の新県立こども病院に隣接して、小児がんに重点を置いた粒子線治療施設の整備が進められている（平成29年12月頃開業予定）。

## 県立粒子線医療センター運営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 病院運営に当たって、県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させるため、県立粒子線医療センター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 病院運営についての意見交換に関すること。
- (2) その他病院長が必要と認める事項についての意見交換に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる7人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、懇話会の会議（以下「会議」という。）を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は病院長が招集する。

- 2 委員（団体の代表者に限る。）は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ病院長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を病院長に提出しなければならない。
- 3 病院長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議その他の懇話会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が懇話会の職務を行うために、会議に出席したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。
- 3 第6条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。